

令和7年度試験問題  
前 期 日 程  
学校教育教員養成課程  
教育発達専攻

| 専 修 名     | 科 目 等 | ペ ー ジ       |
|-----------|-------|-------------|
| 教 育 学 専 修 | 小 論 文 | P. 1 ~ P. 4 |

注 意

1. 問題冊子及び解答用紙は指示のあるまで開かないこと。
2. すべての解答用紙の※印のついた箇所に受験番号を記入すること。(合計点欄に記入してはいけない。)
3. ページ数に間違いがないかよく調べること。
4. 下書用紙を利用することは差しつかえないが、答えはすべて解答用紙に記入すること。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。

- I 次の文章をふまえて、「子どもたちにとって、『自由』とは、どのようなものなのか」について、具体例を挙げながら、あなたの考えを述べなさい。この際、対象とする「子どもたち」を「中学生」に限定する必要はありません。また、著者の考えに賛同してもしなくても、どちらでも構いません。

(800字以内)〔配点150点〕

小さいときには親や大人がいつもそばにいて、すべきことやしてはいけないことについて指示を出し、子どもはその通りにしていればだいたいうまくいっていたし、もしそれで困ったことがあればいつも誰かが助けてくれました。うまくいかなかった不満は指示を出している人にぶつければよかったです。誰かの指示で動いていたとき、失敗はその誰かのせいにすることができました。でも、自分で決めた行動の場合は誰のせいにもできません。結果はすべて自分が引き受けなければなりません。ですから「自分で決めていいよ」って言われたとき、「自由って結構大変」っていう感想を持った中学生もいます。

ちょっと次のヒオリさんの作文を読んでみてください。

私の中学校は「自由」を掲げていました。それは私の誇りです。当時、近隣のほとんどの公立中学校では「紙パックジュースの持ち込み」「夏の時期のポロシャツ着用」「昼休みの体育館開放」などは認められていませんでした。しかし、これらは、私の場合は入学したときには自由でした。もちろんこれらはすべて、生徒からの要望を声としてまとめ、学校と話し合うという大変な努力を経て手に入れられてきたものです。

しかし、実現までの苦難の過程を知らない私たちは、自由をはき違えた勝手な行動をとりだしてしまい、その自由を失うかもしれないという危機を迎えました。でも、そのとき先生方がしてくださった対応は、自由の剥奪ではなく、「自由とはいったい何か」という深い問いかけでした。私たちは少なからず信頼されていたのです。

より良い学校にするには、先生と生徒の信頼関係は必要不可欠です。先生方

は何事にも抑圧するのではなく、生徒自身に考える場を持たせてくれました。

「自由だから何をしてもいい」という自由のはき違えをする人がいる中でも、私たちは、無謀にも「通学服を標準服も含めて自分で決める」という新たな自由の拡大を目指しました。ここで初めて自由を手にする苦難を知ったのです。自由の中の最低限のルールを、一人ひとりが責任を持って守らなければならなかったのだと……。つまり、「自由」には「責任」が潜んでいたのです。

学校生活は、生徒が主体であり、だからこそ、指示を待つ受け身ではいけません。みんなの意思を確かめるために署名運動を行いました。そしてそこにあらわれた生徒の思いは、やがて一つの請願書となりました。こうした緻密な一つ一つの取り組みはあらたな自由を生みだし、次の「自由と責任」へと引き継がれていきました。まさに、先生方との信頼関係があったからこそ、こういった環境が生まれたのかもしれませんが。「自由だからこそ、人は考えることをしなくてはならない」。これは、三年間の中学校生活、生徒会活動を通して私自身が出した「自由とは……」の問いの答えでした。

どうですか、自由という言葉にも結構深い意味があるでしょう。もうちょっと詳しく話しましょう。

ヒオリさんたちが入学する前、その中学校の先輩たちは学校生活をもっとよくしたいと考え、それまで認められていなかった紙パックジュースを持ってきて飲むこと、夏服にポロシャツを着用すること、昼休みに体育館で遊べるようにすることなどを認めてもらおうと、生徒の声を集めて学校に働きかけて実現してきました。これらは生徒会活動として取り組まれましたが、自由を求めるだけでなく、紙パックのゴミ処理や体育館の後片付けなど「責任」の部分についてもしっかり話し合いみんなで守り合うことを決めました。ヒオリさんたちは先輩たちが挑戦した「自由拡大」の取り組みを引き継いで発展させようとしたのです。しかし、このときの生徒の中に、入学のときにはすでに与えられていた自由を「勝手放題」と勘違いする人が出てきてしまいました。例えば、昼休み終了のチャイムが鳴っても体育館で遊び続けていたりしました。体育館使

用の約束破りは次の授業にも差し障りが出ました。先生たちも注意しましたし、生徒会役員会も啓発ポスターをつくって貼ったのですがそれも破られるようになってしまいました。そこで、先生たちは「体育館の使用を禁止する」と発表したのです。

違反に対する罰ではなく、「自由のために自由を制限する」という対処でした。

出典：宮下聡『中学生になったら』 一部改変

Ⅱ 小学校における学級担任制の課題について、あなたの考えを述べなさい。

(600字以内)〔配点150点〕